

あなたの「救いたい」 思いを赤十字に

【遺贈・相続財産寄付のご案内】



日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

ご自分や故人の意思を広く社会に役立てるために

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立てほしい」という尊い申し出が増えています。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思により社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で、信用できる団体に寄付したいという思いは共通しています。

日本赤十字社は、このような尊いご意思に応えるために遺言によるご寄付(遺贈)や相続財産のご寄付を承っております。

なお、日本赤十字社に対するご寄付については、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

(ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません)

遺言による寄付 ~自分の築いた財産を寄付したい方へ~

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを「遺贈」といいます。

遺言による相続は、民法が定める法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。

この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社神奈川県支部を指定することができます。(税制上の優遇措置が適用されます)

一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができると言われています。

〈遺言公正証書への記載例〉

 相続財産の寄付 ~相続した財産を寄付したい方へ~

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内)に日本赤十字社にご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付する必要がございますので、日本赤十字社神奈川県支部振興課(045-681-2268)までお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部を通じて、慣れ親しんだ神奈川県のために、
そして苦しんでいる人を救うために、役立てることができます。

【ご寄付いただいた財産は非課税となる税制上の優遇措置があります】

日本赤十字社に遺贈された財産および相続人が相続税の申告期限(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内)に日本赤十字社に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税はかかりません。

措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第 70 条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない

お香典の寄付

お香典返しをする代わりに、「故人の意思を社会のために活かしたい」というご遺族が増えています。お香典をご寄付していただいた場合には、ご希望によりお礼状をご用意させていただきます。

※お香典の寄付については、上記の相続税に関する税制上の優遇措置の対象外となります。

【問い合わせ先】

日本赤十字社神奈川県支部 振興課
〒231-8536 横浜市中区山下町70番地
TEL 045-681-2268(直通)
営業時間:平日 9:00~17:30

あなたの思いがかたちになります

～赤十字はこのような活動をしています～

○救護活動

【医療チームの派遣】

地震や台風、豪雨、火災などの災害や大事故が発生した際に、いち早く医療チームを派遣し、傷ついた方々に対し、救護活動を行います。

平時から災害に備え、医療救護の為の資機材の整備や、大規模災害を想定した訓練を実施しております。



平成30年7月豪雨災害での救護活動

【緊急セットなどの配布】

被災された方々のために緊急セット、毛布などを備蓄しています。神奈川県内の災害備蓄倉庫から避難所などに送り届けます。

避難された方の中には、災害に対する恐怖や不安から不眠症になる人も少なくありません。少しでも睡眠できるようにアイマスクや耳栓などの安眠セットもお配りしております。



歯ブラシやタオル、ラジオ等の日用品の緊急セット

○救急法などの講習

もしも近くの人が倒れたときに役立つ心臓マッサージや人工呼吸などの手当のほかに、高齢者や乳幼児に対する手当、水や雪の事故から身を守る方法などの講習会を行っております。

○赤十字ボランティアや青少年赤十字

赤十字の活動は、地域に根ざした活動を行っている赤十字ボランティアによって支えられています。また、青少年赤十字では、幼稚園から高等学校までの学校現場で「気付き・考え・実行する」力を育む活動を行っております。

○赤十字病院と看護師の養成

赤十字病院は地域の公的医療機関として地域に貢献できるよう救急医療やがん診療など積極的に行ってています。また、日本赤十字社では国内外を問わず災害救護など広く社会に貢献できるよう質の高い看護師も養成しています。

○国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ人々を救うため、世界191カ国(2018年9月末時点)の赤十字社と協力し、人道的活動を展開しています。